

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年三月十五日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ 一

訓令 甲

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ 二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三保健所長の部十七の項の次に次のように加える。

十七の二 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)以下この項中「法」というの施行に関する事務

1 法附則第二条第一項の規定により法第三条第二項及び第三項の規定の例によりすることができるとされた住宅宿泊事業を営む旨の届出を受けること。

別表第三土木事務所長の部四の項第十号中「国」を「国等」に改め、同項中第五十六号を第五十八号とし、第四十七号から第五十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四十六号中「道路」を「路面」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項中第四十五号を第四十七号とし、第四十四号を第四十六号とし、同項第四十三号中「きく」を「聴く」に

改め、同号を同項第四十五号とし、同項第四十二号中「同条第四項の規定により」を「同条第四項において」に改め、「協議して」の下に「通常受けるべき」を加え、同号を同項第四十四号とし、同項第四十一号を第四十三号とし、第四十号を第四十二号とし、第三十九号を第四十一号とし、同項第三十八号中「七十二條の二」を「第七十二條の二第一項」に、「者等」を「者」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十七号中「第七十一條の二」の下に「規定による」を加え、「伴う」を「より」に改め、「の補償を当該処分」を削り、「協議して」の下に「通常受けるべき」を加え、同号を同項第三十九号とし、同項第三十六号を第三十八号とし、第十六号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「措置」を「措置等」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

12 法第三十七条第一項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

13 法第三十七条第二項の規定により道路の占用の禁止又は制限について所管警察署長と協議すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十九の項の次に次のように加える。

十九の二 住宅 宿泊事業法（平成二九年法律第六五号）の 施行事務		1 法附則第二条第一項の規定により法第三条第二項及び第三項の規定の例によりすることができるとされた住宅宿泊事業を営む旨の届出の受付
--	--	---

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表八の項の次に次のように加える。

八の二 住宅宿泊事業法の施行事務	1 一の表十九の二の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事務
------------------	------------------------------

附 則

この訓令は、平成三十年三月十五日から施行する。

平成三十年三月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社